

9月10日は『下水道の日』

～快適な水環境を作り上げる下水道～

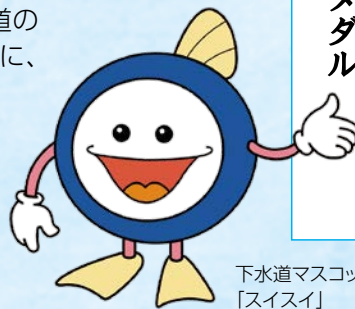
問合先 下水道課下水道管理グループ(☎97-0628)
下水道工務グループ(☎97-0627)

豊かで美しい自然、健康で快適な生活、それは私たちの変わらない願いです。
「下水道」は、トイレの水洗化による快適な生活をもたらすだけでなく、家庭などから出る汚れた水を処理して生まれ変わらせ、身近な川や海などの水環境の保全に役立っています。また、汚れた溝がなくなり、ハエや蚊の発生を防ぐことで、まちが美しく清潔になります。

市では、自然を守り、健康で快適な生活環境を作るため、計画的に下水道の整備を行っています。各家庭における下水道への接続の推進や適切な使用に、ご理解とご協力をお願いします。

2019年度
下水道推進標語

下水道
見えないしじょうに
金メダル



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

汚水はどうやって処理されるの？

汚水は、「公共下水道」、「農業集落排水」、「合併処理浄化槽」の3つの方法で処理されます(地域によって異なります)。きれいになった水は川や海などへ放流され、雨となって循環します。

公共下水道 地下にある下水道管(污水管)を通して、南部浄化センター(四日市市)へ流れ、処理されます。

農業集落排水 地下にある下水道管(污水管)を通して、農業集落排水処理施設(市内に14カ所)へ流れ、処理されます。

合併処理浄化槽 各家庭の浄化槽で処理されます。

公共下水道での処理と水の循環のしくみ

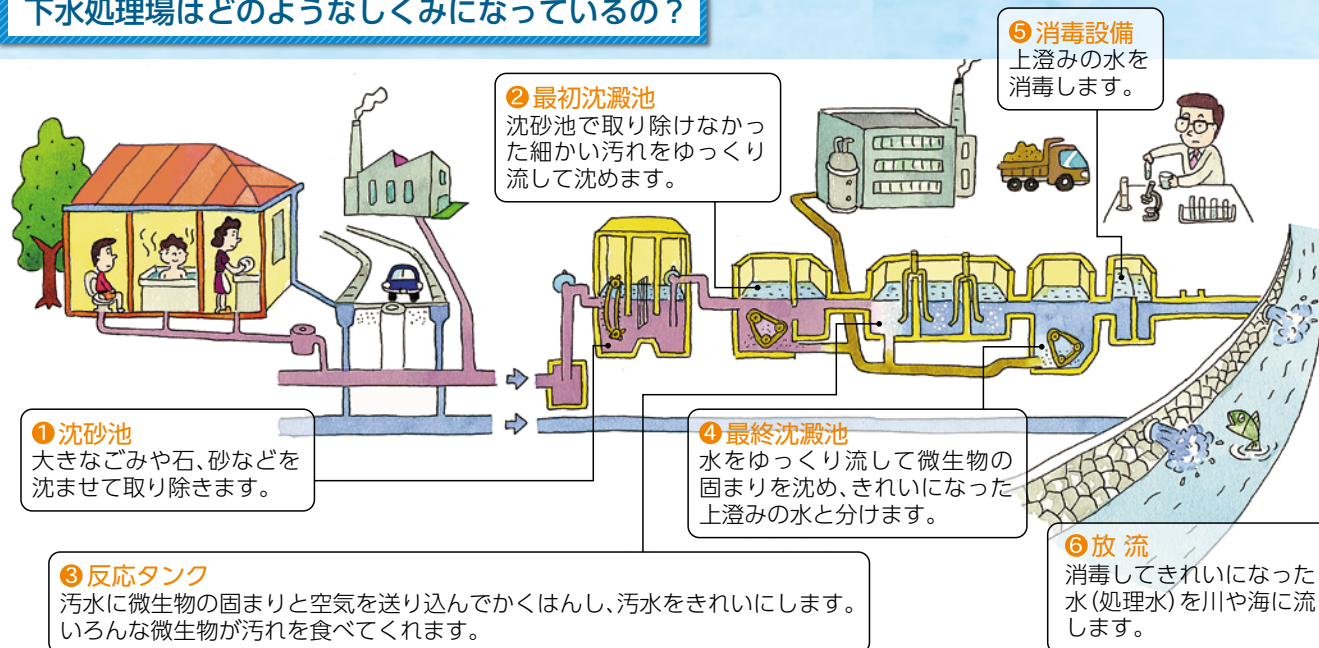


水は、この図のように循環しているんだね。汚水がきれいになるのは、下水処理場などにいる「汚れを食べる微生物」のおかげなんだよ。

『汚水』とは、家庭の台所、お風呂、洗濯、トイレなどから出る汚れた水のことだよ。



下水処理場はどのようなしくみになっているの？



■微生物が水をきれいにするしくみ [イラスト提供: (公財) 三重県下水道公社]



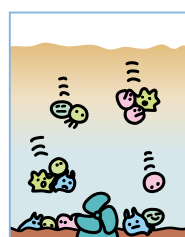
微生物のいる水槽に、汚水を入れます。



水槽の中に空気を送り込んでかきまぜます。



微生物がどんどん汚れを食べていきます。



汚れを食べた微生物は大きくなり重くなります。



重くなった微生物は底に沈みます。

下水道は適切に使いましょう

下水道にごみや土砂が溜まって流れが悪くなってしまうと、悪臭の発生や汚水があふれてしまう原因になります。水を使うときは、次のことにご注意ください。

- 生ごみなどのごみを流さない。
- 天ぷら油などの廃油を流さない。
- トイレにはトイレットペーパー以外の紙類やごみを流さない。
- 洗面台やお風呂などの排水口へ髪の毛が大量に流れ込まないようにする。
- 洗濯などの際に使用する洗剤は適量にする。



10月1日は
「浄化槽の日」

「浄化槽」を設置されている皆さんへ 浄化槽には3つの維持管理が必要です！

浄化槽(合併処理浄化槽)は、トイレや台所、洗濯、お風呂などの汚水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設です。管理を怠ると、悪臭が発生したり、汚れの多い水を放流したりすることになります。そのため、浄化槽法で定期的な保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。

微生物が働きやすい環境を保てるよう、適切な維持管理を行いましょう。

①保守点検 (年に3回～4回)

浄化槽の機能を良好な状態で維持できるように、汚泥(微生物)や機器の点検、調整などを行います。詳しくは、浄化槽保守点検業の登録業者にお問い合わせください。

- 保守点検業者についての問合先
鈴鹿地域防災総合事務所
環境室環境課 (☎059-382-8675)

②清掃

(年に1回、全ばっ気方式は6カ月に1回以上)

浄化槽内に溜まった汚泥等の引き抜きと機器類の洗浄などを行います。浄化槽の清掃は、各地域の担当許可業者に依頼してください。

- 担当許可業者についての問合先
環境課廃棄物対策グループ
(☎82-8081)

③法定検査 (年に1回)

保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを総合的に判断します。県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けてください。

- 法定検査についての問合先
(一財) 三重県水質検査センター
(☎059-213-0707)